

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

化学物質に起因する労働災害（休業4日以上）が、毎年600～700件程度発生している中、職場における化学物質の種類は増加する一方であり、かつ、化学物質を取り扱う工程も多様化・複雑化している。化学物質による労働災害を減少させるためには、事業者による危険性又は有害性の調査とその結果に応じた合理的な安全衛生対策を講じていくことができるようにする必要がある。

平成22年12月の労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」において、リスクに基づく合理的な化学物質管理の在り方については専門家の意見を聴きつつ引き続き検討すべきとされたことを受けて、平成23年12月、「職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめた。

本報告書において、（1）多様な発散防止抑制措置の導入及び（2）作業環境測定の評価結果等の労働者への周知を行う必要があるとされたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別紙1及び2のとおり。

3 公布日等

公 布：平成24年4月上旬（予定）

施 行：平成24年7月上旬（予定）

(1) 多様な発散防止抑制方法の導入について

1 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）の一部改正

(1) 対象となる作業場

第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場のうち、次に該当するもの

- ・ 有機溶剤の蒸気の出散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という。）の設置が義務付けられていること。
- ・ 作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。

※ 第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場は対象外

(2) 改正内容

① 許可申請のための局排等の設置の特例

事業者は、第一種及び第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部におけるものを除く。）を行う作業場に、局排等を設置する義務がある（第 5 条）が、局排等以外の②の出散防止抑制措置に係る許可を受けるため、当該措置に係る有機溶剤の濃度測定を行うときは、当該措置による安全性の確認等の措置を講じた上で、局排等を設けないことができること。

② 出散防止抑制措置の設置等

ア 事業者は、出散防止抑制措置により作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該措置を講ずることにより、局排等を設けないことができること。

イ 許可を受けようとする事業者は申請書及び必要な書類を提出すること。

ウ 所轄労働基準監督署長は、事業者に対し、申請の結果を通知すること。

エ 許可を受けた事業者は、申請時の内容に変更があるときは、遅滞なく、報告すること。

オ 許可を受けた事業者は、許可を受けた以後の作業環境測定の結果、第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、所轄労働基準監督署長に文書で報告すること、作業環境を改善するため必要な措置を講ずること等の必要な措置を講じなければならないこと。

カ 許可を受けた事業者は、オの措置の効果を確認するため有機溶剤の濃度を測定し、当該測定の結果及び評価を、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

キ 所轄労働基準監督署長は、許可を受けた事業者がオ及びカの報告を行わなかったとき、カの評価が第一管理区分とならなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、許可を取り消すものとする。

③ その他

- ・ 労働者の呼吸用保護具に係る事業者の義務を定めること。
- ・ 労働者の呼吸用保護具に係る使用義務を定めること。
- ・ 所要の規定の整備を行うこと。

2 鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)の一部改正

(1) 対象となる作業場所

鉛業務を行う作業場所のうち、次に該当するもの

- ・ 鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という。）の設置が義務付けられていること。
- ・ 作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。
- ・ 全体換気装置の設置が義務付けられていないこと。

(2) 改正内容

① 許可申請のための局排等の設置の特例

事業者は、鉛業務を行う作業場所に、局排等を設置する義務があるが、局排等以外の②の発散防止抑制措置に係る許可を受けるため、当該措置に係る空気中の鉛の濃度測定を行うときは、当該措置の安全性の確認等の措置を講じた上で、局排等を設けないことができること。

② 発散防止抑制措置の設置等

ア 事業者は、発散防止抑制措置により作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該措置を講ずることにより、局排等を設けないことができること。

イ 許可を受けようとする事業者は申請書及び必要な書類を提出すること。

ウ 所轄労働基準監督署長は、事業者に対し、申請の結果を通知すること。

エ 許可を受けた事業者は、申請時の内容に変更があるときは、遅滞なく、報告すること。

オ 許可を受けた事業者は、許可を受けた以後の作業環境測定の結果、第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、所轄労働基準監督署長に文書で報告すること、作業環境を改善するため必要な措置を講ずること等の必要な措置を講じなければならないこと。

カ 許可を受けた事業者は、オの措置の効果を確認するため空気中の鉛の濃度を測定し、当該測定の結果及び評価を、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

キ 所轄労働基準監督署長は、許可を受けた事業者がオ及びカの報告を行わなかったとき、カの評価が第一管理区分とならなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、許可を取り消すものとする。

③ その他

- ・ 労働者の呼吸用保護具に係る事業者の義務を定めること。
- ・ 所要の規定の整備を行うこと。

3 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の一部改正

(1) 対象となる作業場

特定化学物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場のうち、次に該当するもの

- ・ 特定化学物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という。）の設置が義務付けられていること。

- ・ 作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。
- ※ 第一類物質に係る作業場は対象外
第三類物質は、局排等の設置が義務付けられていないため、対象外

(2) 規定内容

① 許可申請のための局排等の設置の特例

事業者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う業務（臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業を除く。）を行う作業場に、局排等を設置する義務があるが、局排等以外の②の発散防止抑制措置に係る許可を受けるため、当該措置に係る第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度測定を行うときは、当該措置の安全性の確認等の措置を講じた上で、局排等を設けないことができること。

② 発散防止抑制措置の設置等

ア 事業者は、発散防止抑制措置により作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該措置を講ずることにより、局排等を設けないことができること。

イ 許可を受けようとする事業者は申請書及び必要な書類を提出すること。

ウ 所轄労働基準監督署長は、事業者に対し、申請の結果を通知すること。

エ 許可を受けた事業者は、申請時の内容に変更があるときは、遅滞なく、報告すること。

オ 許可を受けた事業者は、許可を受けた以後の作業環境測定の結果、第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、所轄労働基準監督署長に文書で報告すること、作業環境を改善するため必要な措置を講ずること等の必要な措置を講じなければならないこと。

カ 許可を受けた事業者は、オの措置の効果を確認するため第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度を測定し、当該測定の結果及び評価を、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

キ 所轄労働基準監督署長は、許可を受けた事業者がオ及びカの報告を行わなかったとき、カの評価が第一管理区分とならなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、許可を取り消すものとする。

③ その他

- ・ 労働者の呼吸用保護具に係る使用義務を定めること。
- ・ 第5条第1項の規定から除外されているベンゼン等に係る局排等の設置義務について、①及び②の規定を準用すること
- ・ 所要の規定の整備を行うこと。

(2) 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知

1 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）の一部改正

(1) 対象となる作業場所

第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場所

※ 第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務は対象外

(2) 改正内容

○ 評価の結果に基づく措置

作業環境測定の評価の記録（第 28 条の 2 第 2 項）、当該評価に基づく措置（第 28 条の 3 第 1 項及び第 28 条の 4 第 1 項）及び当該措置の効果を確認する評価結果（第 28 条の 3 第 2 項※）の内容について、作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

※ 第 3 管理区分のみ。

2 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）の一部改正

(1) 対象となる作業場所

鉛業務を行う作業場所のうち、作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられているもの

(2) 改正内容

○ 評価の結果に基づく措置

作業環境測定の評価の記録（第 52 条の 2 第 2 項）、当該評価に基づく措置（第 52 条の 3 第 1 項及び第 52 条の 4 第 1 項）及び当該措置の効果を確認する評価結果（第 52 条の 3 第 2 項※）の内容について、作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

※ 第 3 管理区分のみ。

3 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の一部改正

(1) 対象となる作業場

第一類物質及び第二類物質に係る作業場

※ 第三類物質に係る作業場は対象外

(2) 改正内容

○ 評価の結果に基づく措置

作業環境測定の評価の記録（第 36 条の 2 第 2 項）、当該評価に基づく措置（第 36 条の 3 第 1 項及び第 36 条の 4 第 1 項）及び当該措置の効果を確認する評価結果（第 36 条の 3 第 2 項※）の内容について、作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

※ 第 3 管理区分のみ。

1-1 多様な発散防止抑制措置の導入について

職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会報告書(平成23年12月)

【多様な発散防止抑制措置の導入について】

1 導入の必要性

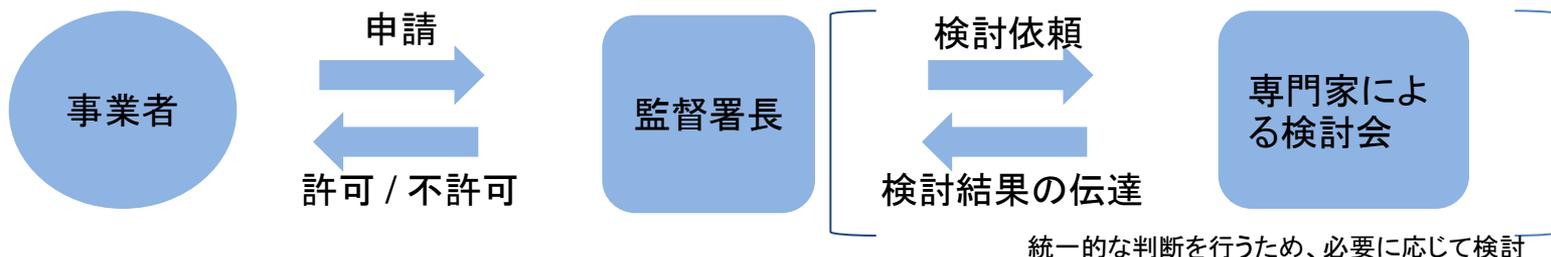
労働安全衛生法令により、有害物の発散防止抑制措置は局所排気装置等(以下「局排等」という。)に限られている。リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するために、一定の要件を満たす場合に局排等以外の発散防止抑制措置を導入することを認めることが必要である。

2 具体的な措置内容

新たな発散防止抑制措置を講じた上で、空気中の有害物の濃度を一定値以下に抑制できるとともに、所轄労働基準監督署長が許可した場合は、局排等に代えて新たな発散防止抑制措置を導入できる。

3 留意事項

所轄労働基準監督署長による許可の可否の決定に際しての要件の確認については、当面、厚生労働省が設置した専門家検討会で行うこととする。また、許可後に空気中の有害物の濃度を一定以下に抑制できていることを確認する必要があるが、この確認方法についてもこの専門家検討会で検討する。



1-2 多様な発散防止抑制措置の導入の手順

1 発散防止抑制措置の事前確認

事業者が以下の事項を確認

- ① 新たな発散防止抑制措置を講じた上で、第一管理区分となることが見込まれること(実験的なものでも可)。
- ② 新たな発散防止抑制措置による人への危険有害性がないこと。
- ③ 定期的な点検等による維持管理が行われるための管理体制が整備されていること。
- ④ ①～③について、専門家(一定の経験を有する労働衛生コンサルタント[衛生工学]又は作業環境測定士)が確認を行っていること。
- ⑤ 衛生委員会(衛生委員会がない場合は作業に関係する労働者の代表)において意見調整が行われていること。
- ⑥ その他

2 導入作業場において第一管理区分となることの確認

新たな発散防止抑制措置を講じて作業環境測定を実施。

3 所轄労働基準監督署長への申請

- (1) 事業者が所轄労働基準監督署長(以下「署長」という。)に申請。
- (2) 統一的な判断を行うため、本省に設置した専門家による検討会における検討を署長から依頼。

4 許可

当面は、本省に設置した専門家検討会における確認後、専門家の助言に基づき署長が許可。

5 フォローアップ

- ① 定期の作業環境測定を実施するとともに、必要に応じて漏洩濃度測定等を実施する。
 - ・ 法定の作業環境測定の結果、第一管理区分以外の区分となった場合、直ちに作業環境改善を行い、作業環境測定により改善されたことを署長が確認する。
 - ・ 一定期間(例 1ヶ月間)内に改善がなされなければ許可を取り消す。
- ② 許可を受けた内容に変更がある場合は、署長に再度許可申請を行う。

2-1 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について

職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会報告書(平成23年12月)

【作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について】

1 導入の必要性

現行制度では、労働者が自らの事業場の作業環境の状況を知りたいと思っても、容易に確認できる仕組みとなっていない。作業環境測定の評価結果等を直接的に労働者へ周知することにより、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること及び労働者の作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。

2 具体的な措置内容

有機溶剤、特定化学物質及び鉛の作業環境測定を実施した後、作業環境の評価結果を労働者等に周知する。作業環境の測定の結果、作業環境の改善が必要である場合は、対処方針についても併せて労働者等に伝える。

3 留意事項

事業者は、対処方針の検討等に当たって、必要に応じて専門家に相談することが望ましい。

2-2 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について

周知対象

事業者が、労働者、管理者、産業保健スタッフへ周知

周知内容と方法

第2、第3管理区分である場合に、作業環境の評価結果(管理区分)、作業環境を改善するために講ずる措置を作業場の見やすい場所へ掲示する等により周知

対象物質

有機溶剤中毒予防規則の有機溶剤(第三種有機溶剤を除く。)、特定化学物質障害予防規則の特定化学物質(第三類物質を除く。)及び鉛

【周知の流れ(例)】

作業環境測定
の実施と評価

衛生委員会等
において対処
方針の決定

掲示を行い、
労働者へ周知

作業環境の
改善

(参考) 職場における化学物質管理に係る検討の経緯

1 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告書(平成22年7月)

【職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書抜粋】

3 職場における化学物質管理のあり方

(2) リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

ラベル表示、MSDS、作業環境測定等により伝達される危険有害性に関する情報を踏まえ、リスクアセスメントの結果に応じた合理的な化学物質管理の実施を促進するため、リスクに応じた管理が可能なものから規制の柔軟化及び性能要件化を推進する必要がある。

このため、次の方向で職場におけるリスクに基づく合理的な管理を推進することとする。

- ア 簡便なリスクアセスメント手法の導入、普及及び定着
- イ 個人サンプラーによる測定の導入に向けた検討
- ウ 作業環境測定の評価結果の労働者への周知
- エ 作業環境測定の結果を踏まえた労働衛生管理の推進
- オ 局所排気装置の要件等の柔軟化
- カ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入
- キ リスク低減の取組に応じたインセンティブの付与

(下線部が今回の改正案に係るもの)

2 平成22年 労働政策審議会建議

リスクに基づく合理的な化学物質管理の在り方については、専門家の意見を聴きつつ、引き続き検討すべきである